

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(六八四・分権改革推進室)	1
公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表の一部改正(六八五・建設管理課)	3

## 告 示

秋田県告示第六百八十四号  
 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第五十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号の表条例別表第五に定める事務の項中「横手市、」を削り、「羽後町」を「横手市、羽後町」に改め、同表条例別表第十に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第十に定める事務	横手市、羽後町	平成十七年十月一日
--------------	---------	-----------

第一号の表条例別表第十一に定める事務の項中「横手市、」を削り、「羽後町」を「横手市、羽後町」に改め、同表条例別表第十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第十三に定める事務	横手市、羽後町	平成十七年十月一日
---------------	---------	-----------

条例別表第十三に定める事務

市(秋田市及び横手市を除く。)	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第二十八に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第二十八に定める事務

横手市、羽後町	平成十七年十月一日
---------	-----------

第一号の表条例別表第三十に定める事務の項から条例別表第三十二に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第三十に定める事務

羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

条例別表第三十一に定める事務

羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

条例別表第三十二に定める事務

市町村(秋田市及び横手市を除く。)	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第四十六に定める事務の項から条例別表第四十八に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第四十六に定める事務

藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

条例別表第四十七に定める事務

秋田市、能代市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
-----------------	-----------

第一号の表条例別表第五十一に定める事務の項中「、横手市」を削り、「上小阿仁村」を「横手市、上小阿仁村」に改め、同表条例別表第五十二に定める事務の項及び条例別表第五十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第四十八に定める事務	横手市	平成十七年十月一日
	秋田市、能代市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
	横手市	平成十七年十月一日

条例別表第五十二に定める事務

秋田市、能代市、大館市、男鹿市、羽後町	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

条例別表第五十三に定める事務

市町村（横手市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十に定める事務の項及び条例別表第六十一に定める事務の項中「、横手市」を削り、「上小阿仁村」を「横手市、上小阿仁村」に改め、同表条例別表第六十三に定める事務の項及び条例別表第六十四に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十三に定める事務

市町村（横手市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

条例別表第六十四に定める事務

市（秋田市及び横手市を除く。）	平成十七年四月一日
-----------------	-----------

第一号の表条例別表第六十五第二号に定める事務の項を次のように改める。

横手市	平成十七年十月一日
-----	-----------

条例別表第六十五第二号に定める事務

市（秋田市及び横手市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十八に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十八に定める事務

市（秋田市及び横手市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十九に定める事務の項中「横手市、」を削り、「上小阿仁村」を「横手市、上小阿仁村」に改め、同表条例別表第七十に定める事務の項中「、横手市」を削り、「上小阿仁村」を「横手市、上小阿仁村」に改め、同表条例別表第七十二に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第七十二に定める事務

湯沢市、由利本荘市	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第二号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第一号に定める事務

市町村（横手市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

条例別表第八十五第二号に定める事務	
市町村（秋田市、横手市及び大館市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第二号の表条例別表第八十五第四号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第四号に定める事務	
市町村（秋田市及び横手市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二十七号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第二十六号に定める事務	
市町村（秋田市、能代市、横手市及び大館市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日
条例別表第八十五第二十七号に定める事務	
市町村（秋田市、横手市及び大館市を除く。）	平成十七年四月一日
横手市	平成十七年十月一日

秋田県告示第六百八十五号  
 公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表（平成十三年秋田県告示第二百二十

八号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月一日

秋田県知事 寺田典城  
 第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄